

令和 5 年度

東京都立白鷗高等学校附属中学校

募集要項

令和 4 年 9 月

東京都立白鷗高等学校附属中学校

目 次

	頁
第 1 日程	1
第 2 募集人員	1
第 3 海外帰国・在京外国人生徒卒募集における入学者の決定	
第 3－1 応募資格	2
第 3－2 募集人員	4
第 3－3 出願	4
第 3－4 受検票	4
第 3－5 検査等の実施	5
第 3－6 入学者を決定するための手続等	5
第 3－7 合格者等の発表	6
第 3－8 合格者の手続	6
第 4 特別卒募集における入学者の決定	
第 4－1 応募資格	7
第 4－2 募集人員	9
第 4－3 出願	9
第 4－4 報告書の取扱い	10
第 4－5 受検票	10
第 4－6 検査等の実施	10
第 4－7 入学者を決定するための手続等	11
第 4－8 合格者の発表	11
第 4－9 合格者の手続	11
第 5 一般卒募集における入学者の決定	
第 5－1 応募資格	12
第 5－2 募集人員	12
第 5－3 出願	12
第 5－4 報告書の取扱い	12
第 5－5 受検票	12
第 5－6 検査等の実施	12
第 5－7 入学者を決定するための手続等	13
第 5－8 合格者等の発表	14
第 5－9 合格者の手続	14
第 6 本人得点の開示	14
第 7 特別措置	15
第 8 報告書の取扱い	16

1 令和5年度東京都立白鷗高等学校附属中学校募集要項

第1 日程

【海外帰国・在京外国人生徒枠募集単願、特別枠募集との併願、一般枠募集との併願、特別枠募集及び一般枠募集との併願の場合】

		海外帰国・在京外国人生徒枠募集	特別枠募集	一般枠募集
日程	出願受付	令和5年1月9日（月）午前9時から午後3時まで 令和5年1月10日（火）午前9時から正午まで 東京都立白鷗高等学校西校舎窓口への持参により受付 特別枠募集、一般枠募集又はその両方を併せて出願する場合も持参により提出する。		
	受検票交付	出願受付時に窓口にて直接交付		
	検査	令和5年1月25日（水）	検査・発表・入学手続の日程は、下記の 【特別枠募集単願、一般枠募集単願、特別枠募集及び一般枠募集併願の場合】 に準じる。	
	発表	令和5年1月31日（火）午前9時 東京都立白鷗高等学校西校舎内に掲示 及び本校のホームページに掲載		
	入学手続	令和5年1月31日（火） 午前9時から午後1時まで		

【特別枠募集単願、一般枠募集単願、特別枠募集及び一般枠募集併願の場合】

		特別枠募集	一般枠募集
日程	出願受付	令和5年1月12日（木）から1月18日（水）まで 特定記録郵便（上記出願受付期間に浅草郵便局に必着（郵便局留））により受付	
	受検票交付	令和5年1月25日（水） 志願者宛てに配達時間帯指定郵便により交付	
	検査	令和5年2月1日（水）	令和5年2月3日（金）
	発表	令和5年2月2日（木）午前9時 東京都立白鷗高等学校西校舎内に掲示 及び本校のホームページに掲載	令和5年2月9日（木）午前9時 東京都立白鷗高等学校西校舎内に掲示 及び東京都教育委員会の設置するウェブサイトに掲載
	入学手続	令和5年2月2日（木） 午前9時から午後1時まで	令和5年2月9日（木） 午前9時から午後3時まで 令和5年2月10日（金） 午前9時から正午まで

第2 募集人員

「令和5年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第3 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における入学者の決定

第3-1 応募資格

「令和5年度海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第3-1による。

本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集に入学を志願することのできる者は、以下のとおりとする。

- (1) 日本国籍を有する者は、次の表①欄の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(イ)又は(イ)のどちらかに該当し、さらに③欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者とする。

①
(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和5年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者 (イ) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和5年3月に修了する見込みの者 (ウ) 令和5年3月31日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に出生した者
②
(ア) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集要項において同じ。）に伴い連続して2年以上海外に在住している者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）。なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い連続して2年以上海外に在住している者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。 (イ) 保護者に伴い連続して2年以上海外に在住していた者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後2年を超える者のうち、帰国日が令和3年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内とみなす。 なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い連続して2年以上海外に在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。
③
(ア) 保護者（保護者が父母である場合であって、父母のどちらか一方が海外勤務のため海外に在住している場合は、他方の父母）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、あるいは、都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者 なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号又は令和2年7月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式12）を提出すること。 (イ) 第3-1-1に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

- (2) 外国籍を有する者は、次の表①欄の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者とする。

①
(ア) 小学校を令和 5 年 3 月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期间が入学日現在原則として 2 年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後 2 年を超える者のうち、入国日が令和 3 年 3 月 1 日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後 2 年以内とみなす。 (イ) 令和 5 年 3 月 31 日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 22 年 4 月 2 日から平成 23 年 4 月 1 日までの間に出生した者 (ウ) 令和 5 年 3 月 31 日までに、現地校において、日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 22 年 4 月 2 日から平成 23 年 4 月 1 日までの間に出生した者
②
(ア) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、あるいは、都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者 なお、災害に伴う被災者で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。 また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校長は具申書(様式12)を提出すること。 (イ) 第3-1-1に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第3-1-1 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい((3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。)。その際、理由書(様式6)及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

- (1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 前記第3-1(1)③欄及び(2)②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第3-1(1)①欄(イ)若しくは(ウ)又は第3-1(2)①欄(ウ)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、前記第3-1(1)①欄(イ)又は(ウ)に該当する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。)が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者(保護者とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者)は、島しょからの転居に関する申立書(様式13)を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記第3-1(2)①欄(イ)に該当する者
- (6) 前記第3-1(1)③欄(ア)なお書及び第3-1(2)②欄(ア)なお書に該当する者は、転居に関する申立書(様式3)及び転居を証明する書類(身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書(様式任意)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式2))並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第3-2 募集人員

実施要綱第2による。

第3-3 出願

実施要綱第4-1による。

- (1) 本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集を志願する者は、他の都立中学校及び千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。
- (2) 志願者は、本校校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付日に持参により提出する。郵送による出願は受け付けない。
なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第3-3-1 志願者の手続

実施要綱第4-2-2による。

志願者は、本校に限り、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集の両方、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方又は海外帰国・在京外国人生徒枠募集、特別枠募集及び一般枠募集の全てに出願することができる。ただし、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者となった者は、特別枠募集及び一般枠募集を受検することはできない。

志願者は、次の書類等を、本校校長宛てに、持参により提出する。

なお、本校において、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と、特別枠募集、一般枠募集又はその両方を併せて出願する場合は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の出願期間中にそれぞれの出願に要する書類をまとめて持参し提出する。その際、報告書（理由書（様式任意）等を含む。）及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は海外帰国・在京外国人生徒枠募集、特別枠募集及び一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

(1) 出願に要する書類

- ア 入学願書「海外帰国・在京外国人生徒枠募集」（様式海1）（本校で配布したものを使用すること。）
- イ 海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）
なお、小学校に在学している者は報告書（様式3）（本校で配布したもの又は本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること。）を提出する。
- ウ 応募資格審査関係書類（前記第3-1-1に該当する者のみ）
- エ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応2）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）
- オ 入国後の在日期間が入学日現在2年以内であることを証明する公的機関発行の書類（前記第3-1(2)①(ア)に該当する者のみ）
- カ 「海外在留証明書」（様式海5）又はこれに代わるもの（前記第3-1(1)に該当する者のみ）
- キ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

第3-4 受検票

第3-4-1 受検票の交付

実施要綱第4-3による。

志願者の入学願書等を受け付けた本校校長は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の受検票を出願受付時に直接交付する。

第3-4-2 応募状況の発表

実施要綱第4-4による。

応募状況の発表は、本校西校舎（白鷗高等学校）内の掲示及び本校ホームページへの掲載により行う。
発表の日時は、別に定める。

第3-5 検査等の実施

第3-5-1 検査内容

実施要綱第5-1による。

本校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第3-5-2 検査等の方法

実施要綱第5-2、第5-3による。

作文及び面接を実施する。成績証明書又は報告書は面接資料として活用する。(点数化しない。)

- (1) 作文：与えられたテーマに基づいた、日本語又は英語による作文で自分の考えを表現する力をみる。
- (2) 面接：日本語及び英語による面接で、志望の動機、意欲等を総合的にみる。

第3-5-3 集合時刻と時間割

	開始時刻～終了時刻	時間	実施内容
集合	午前 8時30分		
グループA (作文→面接)	午前 9時00分～午前 9時45分	45分	作文
	午前10時20分～	20分程度	面接
グループB (面接→作文)	午前 9時00分～	20分程度	面接
	午前10時45分～午前11時30分	45分	作文

※グループA又はグループBのいずれに入るかは当日検査会場で発表する。

※出願の人数により、グループAの面接開始時刻及びグループBの作文実施時刻は変更する可能性がある。その際は、当日検査会場で発表する。

第3-6 入学者を決定するための手続等

第3-6-1 検査等の取扱い

実施要綱第6-1による。

海外帰国・在京外国人生徒枠募集の入学者の決定には、作文、面接の結果を点数化したものを、換算して総合した成績(以下「総合成績」という。)を用いる。それぞれの項目の換算後の満点は、以下のとおりとする。

作文の満点	面接の満点	総合成績 (得点合計の満点)
600点	400点	1000点

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。

作文	面接	総合成績 (得点合計の満点)
600点	+	400点
		= 1000点 (総合成績)

第3-6-2 合格候補者の決定

実施要綱第6-3による。

本校校長は、次の(1)から(3)までにより合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者とする。
- (2) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者の人員は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集におけ

る募集人員を超えてはならない。

- (3) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者として決定する。

第3-6-3 合格者等の決定

実施要綱第6-4による。

本校校長は、選考委員会の資料により海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第3-7 合格者等の発表

実施要綱第7による。

合格者の発表は、本校西校舎（白鷗高等学校）内の掲示及び本校ホームページへの掲載により行う。

なお、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者には海外帰国・在京外国人生徒枠募集合格通知書（様式海2）を入学手続期間内に交付する。

海外帰国・在京外国人生徒枠募集の繰上げ合格候補者には繰上げ合格候補者通知書（様式海3）を令和5年1月31日（火）に志願者宛てに配達時間帯指定郵便により交付する。

第3-8 合格者の手続

第3-8-1 入学意思確認書の提出

実施要綱第8による。

合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書（様式9）の提出ができない場合には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病等により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、本校校長は、都立学校教育課入学選抜担当と事前に協議の上、決定する。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式10）を交付する。

第3-8-2 入学辞退届の提出

実施要綱第10による。

入学許可予定者のうち、保護者の転勤等の事情により入学を辞退する者は、入学辞退届（様式11）を本校校長に速やかに提出する。

第3-8-3 繰上げ合格者の決定

実施要綱第9による。

入学手続人員が募集人員に達しない場合、本校校長は、入学手続状況の発表以降に、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話又はその他の手段により速やかに確認し、入学意思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格通知書（様式海4）を交付する。

繰上げ合格通知書（様式海4）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出し、入学手続を行う。

指定された手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式10）を交付する。

なお、本校校長は、2月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために、繰上げ合格候補者に対する入学意思の確認を行う。本校校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、入学者決定事務終了通知書（様式8）により入学者決定事務の終了を通知する。

第4 特別枠募集における入学者の決定

第4-1 応募資格

「令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第3-1による。

本校に入学を志願することのできる者は、次の表①欄の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

①
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和5年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者 (2) 令和5年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者 (3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和5年3月に修了する見込みの者 (4) 令和5年3月31日までに、外国に所在する学校（現地校）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に出生した者
②
(1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集要項において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、保護者と同居していない場合は、具申書（様式12）の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要 ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等（以下「おじ等」という。）と同居している者 イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者 ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者 エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者 オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者 なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号又は令和2年7月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。 また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式12）を本校校長に提出すること。 (2) 第4-1-1に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第4-1-1 応募資格審査が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）。その際、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

- (1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 前記第4-1②の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第4-1①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者1人以上とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、島しょからの転居に関する申立書（様式13）を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記第4-1①欄(2)に該当する者
- (6) 前記第4-1②欄なお書に該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4-1-2 応募基準

上記応募資格を満たし、かつ、次に定める応募基準を満たす者。日本の伝統・文化について次のいずれかの分野に継続して取り組み、上級の資格や卓越した能力のある者

卓越した能力の分野及び資格等
・ 囲碁・将棋：全国大会の地区代表者、又はそれと同等の能力のある者 囲碁：（例）・少年少女囲碁大会全国大会参加者　・日本棋院院生 上記と同等もしくはそれ以上の棋力があると証明できる者又はそれと同等の能力を有する者 将棋：（例）・小学生将棋名人戦地区代表者　・小学生倉敷王将戦地区代表者 （例）・日本将棋連盟奨励会会員 上記と同等もしくはそれ以上の棋力があると証明できる者又はそれと同等の能力を有する者 ・ 邦楽（三味線、箏、囃子）：稽古歴5年以上の者で、以下の条件を満たす者 三味線：稽古歴5年以上のうち3年以上の長唄三味線の稽古歴をもち、以下の曲中より、3曲以上の舞台経験を有する者又はそれと同等の能力を有する者 ・小鍛冶　・鞍馬山　・越後獅子　・勝三郎連獅子　・五条橋　・勸進帳 ・鏡獅子（下）・秋色種　・花見踊　・娘道成寺 箏：全国大会個人の部で、上位の者又はそれと同等の能力を有する者 （例）全国小・中学生箏曲コンクール個人の部 入賞者 囃子（笛、小鼓、大鼓、太鼓）：以下の曲中より、3曲以上の舞台経験を有する者又はそれと同等の能力を有する者 ・鞍馬山　・越後獅子　・勸進帳　・新曲浦島　・島の千歳　・石橋　・鏡獅子（下） ・二人桝久　・紀州道成寺　・常磐の庭 ・ 邦舞・演劇（日本舞踊、歌舞伎、能・狂言）：稽古歴5年以上の者で、以下の条件を満たす者 日本舞踊：全国大会個人の部で、上位の者又はそれと同等の能力を有する者 （例）全国舞踊コンクール邦舞第二部 入選者 歌舞伎、能・狂言：歌舞伎、能・狂言の舞台で、出演経験のある者又はそれと同等の能力を有する者

第4-2 募集人員

実施要綱第2による。

第4-3 出願

実施要綱第4-1による。

- (1) 本校を志願する者は、他の都立中学校及び千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。
- (2) 志願者は、本校校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付期間に必着するよう、浅草郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。ただし、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集に出願する志願者、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集に出願する志願者並びに海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集及び特別枠募集に出願する志願者の出願受付については、本募集要項第3-3の規定による。
なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-3-1 志願者の手続

実施要綱第4-2-2による。

- (1) 志願者は、本校に限り、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集の両方、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方又は海外帰国・在京外国人生徒枠募集、特別枠募集及び一般枠募集の全てに出願することができる。ただし、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者となった者は、特別枠募集及び一般枠募集を受検することはできない。

志願者は、次の書類等を、本校校長宛てに、浅草郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。ただし、次の(2)オについては破損等のないように、適切な措置を講じること。

なお、本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集の両方に出願する場合、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願する場合並びに海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集及び一般枠募集の全てに出願する場合は、報告書（理由書（任意様式）等を含む。）及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集と一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

- (2) 出願に要する書類等
 - ア 入学願書「特別枠募集」（様式1）（本校で配布したものを使用すること。）
 - イ 報告書（様式3）（本校で配布したもの又は本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること。）
 - ウ 志願理由書（様式特1）
 - エ 活動実績報告書（様式特2）
 - オ 卓越した能力を証明する書類等：応募基準を満たしていることを証明できる書類等
 - ・証明書、賞状等の写し
 - ・舞台の出演が確認できるプログラム、新聞記事の写し等 ※邦楽分野、邦舞・演劇分野への志願者のみ
 - ・実技検査用DVD ※邦楽分野、邦舞・演劇分野への志願者のみ

実技検査用DVD作成要領

- ・収録内容 本人が個人で演じているもの
- ・収録時間 15分程度
- ・種類 DVD-R、DVD-RWのいずれか
- ・録画条件 ノイズリダクションをかけない。一般的なDVDプレイヤーで再生できること。
なお、再生できない場合は、再提出を求めることがある。
- ・その他 ケースには、氏名、応募分野、演目、収録時間を必ず明記する。

カ 応募資格審査関係書類（本募集要項第4-1-1に該当する者のみ。）

キ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

第4-4 報告書の取扱い

報告書（様式3）は、「各教科の学習の記録」について、「第8 報告書の取扱い」の別表に基づいて点数化する。点数化の方法は、次のとおりとする。

各教科の学習の記録（5年）	各教科の学習の記録（6年）	報告書点＝（5・6年合計）
180点	180点	360点

なお、「総合的な学習の時間の記録（第6学年）」、「特別活動の記録」等、その他の欄については点数化しない。

第4-5 受検票

第4-5-1 受検票の交付

実施要綱第4-3による。

志願者の入学願書等を受け付けた本校校長は、特別枠募集の受検票を令和5年1月25日（水）志願者宛てに、配達時間帯指定郵便により交付する。ただし、本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集に出願している場合は、本募集要項第3-4-1に準じる。

第4-5-2 応募状況の発表

実施要綱第4-4による。

応募状況の発表は、本校西校舎（白鷗高等学校）内の掲示及び、本校ホームページへの掲載により行う。

発表の日時は、別に定める。

第4-6 検査等の実施

第4-6-1 検査内容

実施要綱第5-1による。

本校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第4-6-2 検査等の方法

実施要綱第5-2（1）、第5-3による。

（1）面接：面接委員に専門家を加え、志望の動機や意欲等を総合的にみる。

（2）実技検査：

ア 囲碁・将棋分野については、専門棋士との対局による実技検査を実施する。

イ 邦楽分野及び邦舞・演劇分野については、出願時に提出するDVDを専門審査員が審査する。

第4-6-3 集合時刻と時間割

ア 囲碁・将棋分野

	開始時刻～終了時刻	時間	実施内容
集合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分～午前9時45分	45分	実技検査
第2時限	午前10時15分～	15分程度	面接

イ 邦楽分野及び邦舞・演劇分野

	開始時刻	時間	実施内容
集合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分～	15分程度	面接

第４－７ 入学者を決定するための手続等

第４－７－１ 検査等の取扱い

特別枠募集の入学者の決定には、小学校長から提出された報告書、面接、実技検査等の結果を点数化したものを、換算して総合した成績（以下「総合成績」という。）を用いる。それぞれの項目の換算後の満点は、以下のとおりとする。

報告書の満点	面接の満点	実技検査の満点	総合成績 (得点合計の満点)
２００点	４００点	４００点	１０００点

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。

報告書点	面接点	実技検査点	総合成績
３６０点 ↓（換算後） ２００点	４００点	４００点	＝ １０００点（総合成績）

第４－７－２ 合格候補者の決定

実施要綱第６－３による。

本校校長は、次の(1)から(3)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 本校の特別枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを特別枠募集における合格候補者とする。
- (2) 本校の特別枠募集における合格候補者の人員は、本校の特別枠募集における募集人員を超えてはならない。
ただし、特別枠募集における募集人員を超えない範囲で、区分ごとの募集人員について幅をもたせて合格候補者を決定する場合がある。
- (3) 特別枠募集における入学者の決定においては、本校校長があらかじめ定めた基準に受検者の総合成績が達しないなどの理由から、合格候補者の人員が募集人員に満たない場合がある。

第４－７－３ 合格者等の決定

実施要綱第６－４による。

本校校長は、選考委員会の資料により特別枠募集の合格者を決定する。

第４－８ 合格者の発表

実施要綱第７による。

合格者の発表は、本校西校舎（白鷗高等学校）内の掲示及び、本校ホームページへの掲載により行う。

なお、特別枠募集の合格者には特別枠募集合格通知書（様式４）を入学手続期間内に交付する。

第４－９ 合格者の手続

第４－９－１ 入学意思確認書の提出

本募集要項第３－８－１を準用する。

第４－９－２ 入学辞退届の提出

本募集要項第３－８－２を準用する。

第5 一般枠募集における入学者の決定

第5-1 応募資格

本募集要項第4-1及び第4-1-1を準用する。

第5-2 募集人員

実施要綱第2による。

第5-3 出願

本募集要項第4-3を準用する。

第5-3-1 志願者の手続

(1) 本募集要項第4-3-1(1)を準用する。

(2) 出願に要する書類等

ア 入学願書「一般枠募集」(様式2)(本校で配布したものを使用すること。)

イ 報告書(様式3)(本校で配布したもの又は本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること。)

ウ 応募資格審査関係書類(本募集要項第4-1-1に該当する者のみ。)

エ 入学考査料 2,200円(所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。)

第5-4 報告書の取扱い

本募集要項第4-4を準用する。

第5-5 受検票

第5-5-1 受検票の交付

本募集要項4-5-1を準用する。

志願者の入学願書等を受け付けた本校校長は、一般枠募集の受検票を令和5年1月25日(水)志願者宛てに、配達時間帯指定郵便により交付する。ただし、本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集に出願している場合は、本募集要項第3-4-1に準じる。

第5-5-2 応募状況の発表

本募集要項第4-5-2を準用する。

第5-6 検査等の実施

第5-6-1 検査内容

実施要綱第5-1による。

本校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第5-6-2 検査等の方法

実施要綱第5-2(2)、第5-3による。

適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び適性検査Ⅲを実施し、思考力や判断力、表現力、小学校における教育で身に付けた総合的な力をみる。

- (1) 適性検査Ⅰ 独自問題
課題を発見し、それを解決する方法について、自分の考えや意見を正しく表現し、的確に文章にまとめる力をみる。
- (2) 適性検査Ⅱ 共同作成問題
資料から情報を読み取り、課題に対して思考・判断する力、論理的に考察・処理する力、的確に表現する力などをみる。
- (3) 適性検査Ⅲ 独自問題
課題に対して科学的・数理的な分析を行い、総合的に考察し、判断・解決する力をみる。

第5-6-3 集合時刻と時間割

	開始時刻～終了時刻	時間	実施内容
集合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分～午前 9時45分	45分	適性検査Ⅰ
第2時限	午前10時25分～午前11時10分	45分	適性検査Ⅱ
第3時限	午前11時50分～午後 0時35分	45分	適性検査Ⅲ

第5-7 入学者を決定するための手続等

第5-7-1 検査等の取扱い

実施要綱第6-1による。

一般枠募集の入学者決定には、小学校長から提出された報告書、適性検査の結果を点数化したものを、換算して総合した成績（以下「総合成績」という。）により入学者の決定を行う。それぞれの項目の換算後の満点は、以下のとおりとする。

報告書の満点 (換算後)	適性検査Ⅰの満点 (換算後)	適性検査Ⅱの満点 (換算後)	適性検査Ⅲの満点 (換算後)	総合成績 (得点合計の満点)
200点	300点	300点	200点	1000点

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。

報告書の満点	適性検査Ⅰの満点	適性検査Ⅱの満点	適性検査Ⅲの満点	総合成績 (得点合計の満点)
360点 ↓ (換算後) 200点	100点 ↓ (換算後) 300点	100点 ↓ (換算後) 300点	100点 ↓ (換算後) 200点	(総合成績) 1000点
200点 + 300点 + 300点 + 200点 = 1000点				

第5-7-2 合格候補者の決定

実施要綱第6-3による。

本校校長は、次の(1)から(4)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 男女別の募集人員から特別枠募集における入学手続人員を男女別に減じた人員を、本校の一般枠募集における男女別の募集定員とする。

- (2) 上記(1)の募集人員の10割に相当する人員までを、本校校長が定めた入学者の決定方法により、総合成績の順に決定し、これを一般枠募集における男女別の合格候補者数とする。
- (3) 上記(2)において、男子(女子)が充足しないときは、一般枠募集の合格候補者となっていない女子(男子)から募集人員まで充足する。
- (4) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、男女合同の総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第5-7-3 合格者等の決定

実施要綱第6-4による。

本校校長は、選考委員会の資料により一般枠募集の合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第5-8 合格者等の発表

実施要綱第7による。

合格者の発表は、本校西校舎(白鷗高等学校)内の掲示及び、東京都教育委員会の設置するウェブサイトへの掲載により行う。

なお、一般枠募集の合格者には一般枠募集合格通知書(様式5)を入学手続期間内に交付する。

一般枠募集の繰上げ合格候補者には繰上げ合格候補者通知書(様式6)を令和5年2月9日(木)に志願者宛てに配達時間帯指定郵送により交付する。

第5-9 合格者の手続

第5-9-1 入学意思確認書の提出

本募集要項第3-8-1を準用する。

第5-9-2 入学辞退届の提出

本募集要項第3-8-2を準用する。

第5-9-3 繰上げ合格者の決定

本募集要項第3-8-3を準用する。

第6 本人得点の開示

実施要綱第12による。

- (1) 受検者又は受検者の保護者(以下「受検者等」という。)は、適性検査等の本人得点の開示請求書(様式は本校校長が定める。以下「開示請求書」という。)により、本校校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。また、受検者等は、請求時に検査得点表(様式14)の交付日等が記載された受付票(様式は本校校長が定める。)を受領する。

なお、上記の手続きによらず、「東京共同電子申請・届け出サービス」(以下「電子申請」という。)により開示を請求することができる。

- (2) 受検者等は、請求時に示された交付日以降に、受付票を提示して、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、受付票と引換えに検査得点表(様式14)を受領する。電子申請を利用した場合は、受付完了通知のメールに記載されている交付日以降に、受付完了通知のメール本文を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの(住民票の写しなど)を提示すること。

また、交付期限は、受付票に記載された交付日から3か月とし、交付期限までに受検者等が受領に来なかった場合は、当該請求を無効とする。

なお、検査得点表の交付日は令和5年3月3日(金)から令和5年8月31日(木)までとする。

第7 特別措置

実施要綱第13による。

- (1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の特別措置（面接、作文又は実技検査における特別措置を含む。）を希望する者は、小学校長を経由して、令和4年12月16日（金）までに、特別措置申請書（様式15）により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（問題・解答用紙の拡大、ICT機器の使用、介助者（代筆者、音読者等を含む。）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

- (2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに特別措置申請書（様式15）により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

なお、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、受検日現在、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者及びPCR検査（行政検査）の結果を待っている者（これから検査を受ける予定の者を含む。）は、受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、特別措置申請書（様式15）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。また、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者と判断されてから健康観察や外出自粛を要請されている期間が経過していない者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合は、別室での受検を認める。その際、特別措置申請書（様式15）により別室による受検等を申請すること。

ア 保健所が紹介した医療機関において、医師の診断により行われるPCR検査（行政検査）の結果、陰性であること（結果が判明するまでの期間は受検不可とする。）。

イ 受検当日も無症状であること。

ウ 電車、バス、航空機（国内線）、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

なお、タクシー等を利用する場合は、以下のような条件がある。

(ア) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等）

(イ) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。

エ 終日、別室で受検すること。

- (3) (2)にかかわらず、受検日に37.5度以上の発熱が認められたものは、受検することはできない。

- (4) 特別措置申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、本校校長に志願の取りやめの連絡をする。

第8 報告書の取扱い

報告書は、評定（3、2、1）それぞれについて、以下の別表により点数化する。

なお、「総合的な学習の時間の記録（第6学年）」、「特別活動の記録」等、その他の欄については点数化しない。

別 表

各 教 科 の 学 習 の 記 録						
教 科	5 年			6 年		
	評 定			評 定		
	3	2	1	3	2	1
国 語	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
社 会	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
算 数	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
理 科	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
音 楽	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
図画工作	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
家 庭	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
体 育	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
外国語	2 0	1 0	5	2 0	1 0	5
学年ごとの満点	1 8 0			1 8 0		
「各教科の学習の記録」の満点	3 6 0					